

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成 23 年度第 2 回）
議事録

特に重点的な審議を要する案件の確認

○家田委員長

審議案件、特に重点的な審議を要する案件について資料 1 - 1 で確認をしたいと思いません。

事務局案のダム案件が 4 件、道路案件が 1 件、合計 5 件を特に重点的な審議を要する案件（以下「重点審議案件」）として、審議したいと思います。

特に重点的な審議を要する案件の審議

○家田委員長

中日本高速道路株式会社との合同審議の案件である一般国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道(海老名～厚木)について、審議したいと思います。

○岡部委員

資料 4 - 6 - ①の 18 ページで、前回再評価時の計画交通量が 2 9, 0 0 0 台で、今回の再評価で 4 0, 8 0 0 台と大分底上げされていますが、何か状況変化があったのでしょうか。

○山内特別委員

今回の評価対象については、圏央道の一部であり、本事業のみで、首都圏中央連絡自動車道（「以下、圏央道」）の西側がすべて開通するわけではないが、この区間は、自治体からの意見にもあったように、国道 16 号、国道 129 号の大変な混雑がある部分で、この部分だけの開通でもかなりの効果があります。特に 99%用地取得が終わっていて、残事業の B/C がかなり高い値であることを考えますと、継続という方針でよいのではないかと考

えています。

○大野委員

圏央道の重要性については、十分に理解しておりますが、資料4-6-①の18ページで、前回再評価時は供用予定年次が平成23年度で、今回は平成25年度と2年遅れています。遅れた理由と、これがまた平成25年度以降に供用予定年次が伸びることがないか。教えていただきたい。

○家田委員長

資料4-6-①の8ページで、首都直下地震での震度の予想と圏央道の位置図がありますが、圏央道を計画したときには、首都直下地震が起きた場合にも機能するように離しておかないといけない計画があったのか、という質問です。

○事務局

岡部委員からの質問で、計画交通量の増加分ですが、全国的なB/C算出方法の改定として、計画交通量を推計するときの将来の道路ネットワークの条件変更があり、前回再評価時は、厚木秦野道路などの未事業化区間も将来の道路ネットワークに入っていたが、今回の再評価では、事業化されている路線に限って将来の道路ネットワークに入れることになりました。この結果、厚木秦野道路を経由して圏央道の八王子方面に抜けていた交通が、東名を経由して、今回の評価区間を通して、八王子方面に行くように、前回と少し交通の流動が変わり、交通量が増えています。

大野委員からの質問で、供用予定の件ですが、供用予定年次が遅れた主な原因としては、用地取得の難航があり、用地交渉を行い合意いただいて、任意で用地取得するのが基本ですが、すべての地権者の方と合意できる状況にはないものですから、事業認定の申請をし、土地収用法の適用を始めており、そういった用地難航を考慮して2年間の延期をしました。今回、土地収用法の手続にも一定のめどが見えていますので、24年度の完成は大丈夫と考えています。

家田委員長からの質問で、地震を想定して計画をしているのかという質問ですが、首都直下地震の詳細な想定がされたのが、平成20年ですが、土地利用とか、正確なところはわからないところですが、首都圏の骨格となる路線ということで、圏央道の位置を決め

ているので、防災面の観点も幾分かは、考慮されているのではと推測します。詳細なところは確認します。

○清水委員

圏央道全線が開通するのは、27年度以降ということですね。

開通年度にばらつきがあるのは、これまでの進捗状況から、何年度以降とか決まっているのですか。

○事務局

各区分、それぞれ構造や地質条件が違ったり、工事が難しいところや住宅街を通るところですとか、田畑を通るところ、いろんな条件が違う状況で、各区分少し進捗にばらつきが出てきている状況です。

○清水委員

今までの事業評価の再評価の間で、開通年度は進捗を見ながら変わってきたという理解でよろしいのですか。それとも当初の予定調査した段階から、地質とか難工事が予想されるので、各区分の開通年度が違うのか。

○事務局

基本的には、事業の進捗状況を見ながら開通目標については、変更している状況です。

○清水委員

今度、再評価をするときに27年度以降が29年度以降とか、30年度以降とか、遅れていくことが懸念されたので、確認しました。

○家田委員長

圏央道の計画当初から、細かい開通年度決めているわけではないのだろうけれど、できる限り開通する時期を表現するように努力していますということではないですか。

○事務局

そうです。目標宣言という形で始めたのが平成 17 年度からになります。

○家田委員長

清水委員の質問の趣旨は、大事な計画であれば、開通年度を決めたから良いということではなくて、早く開通できるものがあれば、できる限り努力をしてくださいということです。それから、計画年度が何年度以降というものも、早期の整備をしてくださいという趣旨だと思うので、今後の再評価の管理にも活かしていただきたい。

それでは、この件につきましては、対応方針原案の事業継続、それから、意見としては、早期の整備をして効果発現をしてください。ということにさせていただこうと思います。

○山内特別委員

本案件は、やはり効果の発現が大きいので、なるべく早期に完成していただきたいと考えています。

○家田委員長

重点審議案件のダムについて審議したいと思います。

○家田委員長

ハッ場ダム建設事業について、質問や意見のある方はどうぞお願いしたいと思います。

○岡部委員

ハッ場ダム建設事業の質問ですが、資料 3-2-①の 14 ページで、群馬県から意見が出ており、3 番目に生活再建をめざしている人々が、不安や不便をきたすことがないように、生活再建事業を早期に完成することと書かれていますが、いろいろな意見、地元の方の不安などが出てきていると思うのですが、具体的にはどのようなことを主に説明されているのでしょうか。

○山崎委員

ハッ場ダム建設事業と思川開発事業に共通しているのですが、資料の作り方ですが、

資料 3-2-①と 3-3-①の 6 ページと 7 ページにダムを建設するための社会経済情勢が書かれていますが、今回の再評価は、ダムをつくる前提ではやっていないので、生活再建事業についての社会情勢を整理していただくべきであったのではないかと思います。

資料 3-2-①と 3-3-①の 5 ページにあるダム事業の進め方なのですが、事業を新たな段階には入らないということは理解できたのですが、一体どんな事業を、どのくらいの費用をかけて行うのかというのが、全然数字がないので、どうなっているのでしょうか。

○堤委員

ハッ場ダム建設事業の資料 3-2-①の 12 ページの図ですが、家屋移転の 90%が完了していて、あと家屋移転が 48 残っている中で、代替地造成の中で 58 世帯は、家屋移転の 422 世帯の中に含まれるのでしょうか。

それから、群馬県の生活再建事業を早期に完成することとも関わるのですが、どのような調査をこの件に関してしているのでしょうか。

○佐々木委員

ダム検証の結果が出るまでということですが、実際に今回、継続するかどうかについて、もし中止とした場合にどんな問題が起るかとか、特に住民の生活に関わるような事業が多いようなので、非常に困ることになるのだらうと思うのですが、具体的に継続する意義、例えばダムをつくらなくなったとしても継続する意義を、わかりやすく説明いただければと思います。

○清水委員

今回の再評価は、現行の計画を従来の手法のもとで評価しなさいということですので、この中に B/C があってもいいのではと思うのですが、今回、B/C を書いてないですね。前回の事業再評価から事業は生活再建とはいえ、それを進捗させているわけですから、その効果や B/C が出てきてもいいのではないかと思います。

それと全体事業の 77%が進捗している中で、前回評価から事業の進捗が滞りなくちゃんとできているかがハッ場ダム建設事業の評価の 1 つの視点だと思うのです。そうであるならば、前回の再評価から今回にかけて、今までのトータルではなくて、どのくらい色々なものが進捗しているかというのは、1 つの大切な評価だと思うのです。

それとともに、「新たな段階に入らない」ということが途中で入ってきたことによって、当初考えている進捗率からどのくらい遅れているか。平成 27 年度完成目標という中で、今、一端「新たな段階に入らない」という条件で、どのくらい進捗率が遅れているのか。きちんと評価しておかないといけないのかなと思いました。

○家田委員長

資料 3-2-①の 12 ページの図で現状、平成 23 年 3 月末時点の進捗率は書いてあるのだが、途中で一端中止となった平成 21 年度の 10 月くらいのところでは、これはどのくらい進捗率だったのか。

それから、資料 3-2-①の 12 ページに書いてあるような仕事は、用地取得から県道付替までが、生活再建関係の仕事ということで定義されているのだが、この定義はだれがどこで決めているのか。思川開発事業の質問ございませんか。

○笠委員

思川開発事業の資料 3-3-①の 8 ページで、ダム本体及び関連工事のところにピンク色の仮排水路トンネルというのが、平成 23 年 3 月完成とあるのですが、「本体工事には入らない」という、次のステージには上がらないというお話と、この本体を平成 23 年度に工事をされたということは、ちょっと矛盾していると感じたものですから、その説明を。

あと全体について、先ほど山崎委員や別の委員もおっしゃったのと同じ印象ですけれども、次のステージに上がらないとしても、今のステージでどの程度の規模の事業をするのかというのはいろんな選択肢があるだろうと思いますので、やはり B/C が出しにくかったということなのかもしれませんが、せめてやはりどのくらいの費用を使われたかということの情報がないと、どの程度の事業をされたのか、同じステージにいたとしても、やはりそれはいろんな活動があり得るのではないかと思います。

○事務局

地元の不安、やめたらどうい問題が起るかなど、そういったところをまとめて説明させていただきます。

群馬県のほうから意見の中で地元の不安というのがございました。これにつきましていろいろ地元の方、不安に思われているところがございますが、例えばですが、八ッ場ダム

の予定地には川原湯温泉という温泉がありまして、その温泉の方々が新しい移転代替地に移られて、そこで新たな温泉街を経営していこうと考えられている方もいます。そういう方々が、仮にこれが止まってしまったらどういう影響があるのかということをお不安に思っておられます。あるいは商売をされている方、道沿いで飲食業など、そういった商売をされている方ですが、新しい道が通ったら、そちらへ移転して新しい道のところで商売をしようと思っている方、あるいは観光で生活されている方などもそういったことを不安に思っておられる方はいます。

それ以外にも、一般的な、全体的として、住民の方々は、漠然と不安をお持ちになっている方は多数います。

佐々木委員から、中止をしたらどんな問題かというような質問がありましたが、資料の中にも例えば、資料3-2-①の9ページ、10ページ、11ページにございますが、例えば9ページですと、林（東原）地区がございます。手前のところで移転代替地を整備しておりまして、奥側が残っているところでして、移転代替地ができているところとできてないところ、一連区間で整備するという予定のところ半分だけできてしまうということが生じたり、10ページですと、付替鉄道の状況を示していますが、鉄道の工事、9割ほど進んでいますが、10ページの右下、「以降残」とあります。新しい川原湯温泉の駅のところだけが残ってしまうということで、新しい鉄道とその駅のもとで生活再建を計画されている地元の方々にとって、駅が移ってこない、もちろん鉄道がそれに合わせて、移ってこないということになります。大きく生活プランが変わってしまうということなどが影響としてあげられると思います。

それから、堤委員の質問の中で、移転代替地の話で、数としてどういうことなのかという、90%ほど移転されているにもかかわらず移転代替地が残っているということですが、それぞれの方々の事情があります。例えば移転済みは、私ども補償をさせていただきまして、今まで住んでおられたところから移転をいただいているところを移転済みとしておりますが、その後、新しく移り住む代替地に家を建てられるまでの間、別のところで、例えば親族のところとか、子供さんのところとか、そういうところに移られている方もいます。新しいところができ次第戻ってこようと思われている方もいます。これは一例ですが、そういうそれぞれの事情がございますので、一概には、申し上げられませんが、用地取得とは別に、希望されているところに戻られるというところで、少し感覚的には説明がうまくできてないのかもしれませんが、こういったものも先ほどの地元の不安の中の1つかと思

っております。

○事務局

山崎委員からの質問ですが、今、生活再建を続けなければならないという中で、今の事業の状況ですが、まず全体の事業で、大体事業費が資料3-2-①の3ページに4600億円と書いてありますが、大体3300億円ぐらいが生活関連事業費ということです。その中で、今、事業費がどれほど残っているかというのは、具体的な事業費は今、全体として事業が大体9割ぐらい進んでいるということで、そのうち大体9割の残りの部分というのが、生活関連では残っている状況になっています。

そのような事業の観点から説明をしたほうがいいのかということにつきましては、今の事業の進捗状況というものと全体の事業費のうち生活関連事業費の割合は、わずかな状況ということの説明させていただきたいと思います。

佐々木委員から、やめた場合、どのようなことが生じるのかということも、先ほど所長から若干触れさせていただきましたが、これまで色々な苦勞をいただきながら事業を進めさせていただいて、生活関連事業を進捗するというところでお願いしたところでございます。今、生活関連事業を止めるということは、これまでダムをつくるという中で協力いただいた方、それをも全部止めてしまうということで、大変地元のほうにもいろいろな影響があると思いますので、生活関連事業を進めさせていただきたいということで、今回、お諮りさせていただいております。

清水委員から、B/Cがあったほうがいいのかという指摘をいただいております。従来の方針ということで、本資料にはつけておりませんが、資料3-2-②、に参考ということで今回のB/Cをつけさせていただいております。数値につきましては、前回、平成20年度に実施した事業評価のB/Cに関して、社会的割引率とデフレーターを掛けさせていただいて現在価値化した数値です。B/Cは、前回、3.4ですが、今回も3.4というような状況で示させていただいているものを参考資料のほうにつけさせていただいております。

あとは資料3-2-①の8ページ目ですが、全体の進捗状況をグラフで示していますが、前回からの進捗状況を示すべきではないかということで、今回の状況ではなくて、前回からの進捗状況のほうを口頭で説明させていただきますと、用地取得は、今回87%ですが、前は77%という状況です。

○家田委員長

前回は何年。

○事務局

全体は20年12月時点です。

○家田委員長

ということは、中止をした直前ということですね。

○事務局

直前です。用地取得につきましては、前回77%ですが、現在は87%、家屋移転につきましては、前回73%だったものが90%、付替鉄道につきましては83%が90%、また、国道、県道につきましては、前回59%だったのが93%というような状況で、事業費ベースですと前回63%が現在77%というような状況になっております。

○家田委員長

生活再建関連の事業と、本体工事とあって、本体工事に関するものは検証をしてからということでもいいと思うのですが、要するに生活再建についてはやはり地元の迷惑というものもあるのだから、やっていかなければいけないということになっているわけですね。生活再建というのは、どういう仕事までを生活再建というのかという定義はどのようなふうにして決まっているのかという質問です。

○事務局

資料3-2-①の8ページに用地及び補償ということで生活再建関係ということで示させていただいております。簡単に申せば、私たちが今やっているのが、ダム本体関係の転流工。

○家田委員長

だれが決めているのということを聞いているのです。ダム関連事業を一端保留と決めた

ときにどういう仕事が生生活再建だということを定義しているのですか。それとも何となく生活再建といっているのですか。

どんなものでも生活再建というわけにはもちろんいかないですね。生活再建であるものが生活再建であって、そのところの定義がはっきりしないと、ずるずると仕事をしたり、という意見にもなるかもしれないし、それが余りにも限定的な生活再建だと、家だけではできているが道はない、というわけにもいかないし、そのところはだれがどういうふうにして決めているのですか。

○事務局

あまり明確なお答えにならないかもしれませんが、先ほど委員長がおっしゃったように、本体関連以外は基本的には私どもの生活に密着に関係する鉄道、道路、移転代替地等々でございまして生活再建と思って進めております。

ただ、地元まいりますと、地元の方は、ダム湖ができることも生活再建の一環だとおっしゃる方もいらっしゃいますし、そこはおっしゃるとおり明確に何をもって生活再建とするかということが決まってないところでございます。

例えば一例を申し上げますと、仮にダム本体工事があった場合には、そのための工事用道路がありますが、工事が終わったあとは地元の方々には通常の道路として使いたいと思っておられる方もいますが、これは生活再建ではなくて本体関連だということに切り分けております。

○家田委員長

そうすると明快な定義というのも、あらかじめア priori にトップダウンで決めているというよりは、地元の実情に応じて相談の中で、これは生活再建かな、とやっているわけですね。

○事務局

説明が不足したかもしれませんが、実情に応じてというよりは、ダム本体に直接関係するものと、それ以外のものという分け方でございます。

○家田委員長

わかりました。

○事務局

思川の質問に関してですが、山崎委員のどんなことをどのくらいやるのかといったようなお話があったかと思いますが、例えば事業費 1850 億のうちの用地及び補償といったような費用は約 500 億円です。その残りが残事業費としては 140 億円強残っているような状況です。それでこの現段階継続の中でどんなことをやるのかというようなのを端的に申し上げますと、付替県道を行うといったようなことを想定しているところです。その進捗状況が資料 3-3-①の 8 ページにあります。約 63%進捗しているということです。

あとは清水委員の B/C に関して、同じく資料 3-3-②の 1 ページに B/C をつけています。これも前回はデフレーターで換算していますが、洪水調節に関しましては、最近の洪水であります平成 14 年の洪水被害なども勘案したものとして、前回 1.3、今回 1.6 という数字を参考として記載しています。

笠委員からの質問で資料 3-3-①の 8 ページで赤のところは仮排水路トンネルになっているかということでございますが、まず資料 3-3-①の 4 ページの事業の経緯で平成 21 年 3 月仮排水路トンネル及び放流管敷設等の工事に着手して、工事を発注した後に、その年の 10 月にダム事業の進め方などが示されまして、現段階が、次の 5 ページにあります転流工という赤枠でくくったところの工事を発注していますので、その発注した工事をそのまま掘って行って、先ほどの経緯に戻りまして、23 年 3 月にその工事が終わったといったような状況で、仮排水路トンネルが、ある意味、本体工事を行うために河川を仮回しする工事ですので、準備工事の現段階としての転流工工事というような状況で、トンネル工事が終わったということです。

○笠委員

要するに転流工の段階は、すごく本体と近くからみあっていると思うのですが、今回のお話のように、事情が変わった前から発注が進んで、工事に入っていたものは続いているが、同じ転流工の段階でも新たに発注することはされないということではないのでしょうか。

○事務局

例えば転流工がまだ発注してない段階であれば、恐らくこの赤枠でくくっている段階の1つ前の段階ということになるかと思います。

○笠委員

転流工という工事は1つですか。

○事務局

その転流するためのトンネル、一般的ですが、転流するためのトンネルを掘る工事を指す場合が多いです。

○笠委員

それは1つの発注でできる工事ということですね。

○事務局

はい。

○家田委員長

工区とか分けてないのですか。

○事務局

思川に関しましては分けてございません。

○家田委員長

一体ですか。

○事務局

転流工トンネル工事という工事です。

○笠委員

同じ転流工という工事でも、そのステージで次々やっていいということであれば、もう

かなり本体工事のほうに入っていくという、理屈の上ではそういうことも可能なのかと思っただのですが、そうではないということですね。

○事務局

転流工で上流から下流までトンネルが貫通して、はじめて川を仮回して流すことができるといいますか、そのトンネル工事を平成 21 年 3 月に発注したということです。

○家田委員長

先ほどの説明でよくわからないので、資料 3-3-①の 11 ページの図で、どれが転流工で、どの部分がもう最初に発注して、それから、いつできたとか、そういう具体で説明してくれませんか。

○事務局

11 ページの図で書いていなくて恐縮ですが、真ん中に緑色で南摩ダムというのが示しております。この絵には載ってはおりませんが、おおむね緑の点線が見えるかと思います。南摩川が流れておりますので、ダムを施工するにはこの川を切り回して水をなくさなければできませんので、水をなくすためのトンネルがこの左岸側のダムの上流から下流の山の中を通る形でトンネルがございます。

○家田委員長

それはできたということですね。

○事務局

それはこういった検証とか、そういった手続の話が出る前に仮排水路トンネルを発注していたということで、それがいわば転流工段階ですので、その段階をずっと継続して、次の本体工事という新たな段階には入っておりませんということです。

○事務局

資料 3-3-①の 5 ページに各段階が示されていて、転流工段階と本体工事段階と区分されています。これを資料 3-3-①の 8 ページのダム本体及び関連工事のところと比べ

ますと、仮排水路トンネルまでが転流工工事の段階、基礎掘削以降が本体工事の段階というふうに分類されていますので、この転流工工事の段階までは工事は完了しましたということです。基礎掘削は本体工事の段階に入りますので、基礎掘削については工事をしませんという状態です。

○家田委員長

これは今の階段の図が、赤いところが一段階段の上に半分入っているようなところというのは気持ち悪いですね、この絵が。これは階段を登ってないのでしょうか。

○事務局

×印のところは入っておりません。

○家田委員長

そこを直しておいたほうがいいのかもしいですね。

清水委員の質問で、私も取り違えているかもしれないので一応確認のために申し上げるのですが、この2件については、本来の趣旨である事業は保留状態にある。しかし、そこにいる人たちの移転もしてもらわなければいけないし、してもらってきたし、その人たちの生活条件を確保するというのは、その人たちの迷惑のことを考えるとしなければいけないからやっています。となると、仮にB/Cを計算するという場合に、本体工事そのもののB/Cは、本体工事そのものが保留ですから出してもしょうがないかもしれない。もし、B/Cを出すとする、この生活再建そのもののいわば迷惑度はこの程度ですむ、それをコストで割るとみたいなことをやる必要があるという趣旨の発言ではないですね。

○清水委員

そうではないですね。

○家田委員長

わかりました。全体ですね。

では先ほどの説明でよろしいですか。

○清水委員

1点だけ答えてもらってないのが、前回のときからの今回の進捗率はかなり上がっているというのは分かりましたが、今の平成 23 年度の段階で、77%事業費ベースの進捗率がある。これが本来、新たな段階に入らないで当初であればどのくらいだったのか。80%くらいだったのか。新たな段階に入らなかったからそれは遅れたという言い方もできるのですが、もう1つは、新たな段階に入ったが、生活再建も一体でやらなければいけない。それを非常に早めて結局、事業進捗率としては当初どおりに頑張ったというところなのか。その辺を出ていただきもう少し説明をお聞きしたかったというところです。

もし事業が実施の方向で遅れれば、やはり遅れたなりに、その都度評価していかなければならないと思います。

○事務局

検証がなくて本体工事が進んでいた場合に、事業費ベースで今と同じくらい進んでいたのか、ということでございますね。

今は、データを持ち合わせていませんので、どのような影響があったのか、本体が進まなかったから生活再建をどんどん進めたとか、平成 21 年時点では、本体工事の発注が入っておりましたので、もし継続になっていれば本体のほうもある程度進んでいたものが今はどういう状況になっていたか、ということでございますが、今は数値はございません。

○家田委員長

以上の2件ですが、資料としては、山崎委員から指摘があったように、今回の判断に関する基礎情報として残工事というのはどういう種類の仕事が幾ら分くらいあるのだというところをやはり資料として整えていただく必要がありますね。それから、それは工種としてはどんなものなのか。付替工事くらいのことは書いてあるのだが、そのところを少し資料整備していただく。

それから、途中幾つか指摘いただいた進捗の状況が前回あるいは平成 21 年 10 月の段階でどうなのかというようなのも資料として整えていただくというようなことをぜひ追加リクエストとしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

なにぶんどっちの事業も、かなりのところまで生活再建の事業が進捗している状況ですので、ここでやめてしまうと生活再建上の支障は非常に大きいという、現地の不安の話も

説明いただきましたが、そんなことを勘案して、ここの最後の欄にあります新たな段階には入らず、生活再建事業を継続しますというような判断でよろしいでしょうか。

さっき申し上げたのは、付帯のリクエストということでやっていただいて、その資料はなるべく早く委員に見ていただけるようにしていただくという前提つきで、よろしいですか。

それでは、この八ッ場ダム建設事業と思川開発事業については、そのような取扱いにさせていただきたいと思います。

利根川上流ダム群について、質問がある方はどうぞ。

○笠委員

既存のダム、多少嵩上げのようなハードの工事もあるようですが、一般的なダムの工事とは違う話で、既存ストックを有効に活用するということです。ソフト的なののでしょうか。だからこれも一斉に同じようにほかのダム事業と一緒に止まってしまうというのがなんかもったいないのでしょうか。余りコストをかけずにかなり効果が期待できる事業ではないかなと思ひまして、調査のところから上がれないということのようですが、ここで言うてどうかなるものなのかどうか分かりませんが、そういう感じを受けました。

○山崎委員

これは具体的な工事に入っていないいわゆる狭義の事業というのに入っていないものですが、基本的に調査、ボーリング等が行われているというのですが、これは事業評価の対象に本当はなじむものなのかどうかはよくわからないのですが、今後も本案件のようなものが、どんどん出てくるのでしょうか。そうすると、調査自体に問題があったということ。我々が審査する、ボーリングをやり過ぎだとか、もうちょっと安い方法があったのではないかとか、そういうものを我々が審査しなければいけないものなのか、一体何をどうこの場合、評価するものなのか。

○家田委員長

では続けて、霞ヶ浦導水事業ですが、まず、これはダムなのか。どうしてダム関係で止まるのですか。

それから、先ほどの笠委員とも関係するのだが、さっきのも有効活用で結構な話だと思うのだが、どうして止まるのか。どういうものが止まることになったのかという、止まるのを決めたというのは正しい判断なのかというあたりも少しこの委員会としては最終的にコメントさせていただくことになると思いますが、解説いただきたい。

それから、もう1つ、非常に些細な質問ですが、霞ヶ浦導水事業の6ページのところ、これは利水で $7.112\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1.974\text{m}^3/\text{s}$ がありまして、1秒当たり1Lという単位で利水の容量というのが書いてあるのだが、これくらい精度高くやるものなのかどうか。

○事務局

笠委員からいただきました既存のストックの有効活用をしっかりとやってほしいということですが、前回の監視委員会でもすぐに進めてほしい、計画を立ててほしいということで意見を受けまして、具体的な内容をしっかりと検討してまいりたいと思います。

あと山崎委員から、このような実施計画調査について、事業再評価になじむのかというような観点でございますが、全国的なところも確認させていただきますが、どのような観点で審議をしていただくかということだと思います。今回の事業で特に利根川上流ダム群再編事業については、組み合わせがいろいろありますので、今回、メニューが出せず、メニューが出せないということはB/Cのほうも出せていない状況です。

通常、事業の実実施計画段階でもある程度の規模を決めて、大体B/Cを出すときには、そのやり方ですとか、検討方法というのが正しいかどうかというのはこれまで審議していただいていると思いますので、今回、この時点では、審議しにくいと思いますが、やはりその観点でまた審議いただく必要があるのではないかと考えております。

あと導水路関係で委員長から2つの質問ですが。

まずダムなのか、ということですが、この導水路事業につきましても、新規開発の利水があります。先ほどのページで申しますと、資料3-5-①の6ページの目的の中ですが、先ほど言った水道用水、工業用水の供給の確保を図るということで、新規開発の利水と密接に関係する直轄の流況調整河川事業だということ、今回、ダム検証の事業の対象になったと伺っております。

最後に精度の問題、水利権の7.112という、こういう端数までやるのかということですが、水道用水ですが、 $1\text{m}^3/\text{s}$ 当たり15万人から大体20万人ぐらいの供給人口が期待されるものです。そうすると小数が大変小さいところでも、各県、各主体でもいろいろと

必要な給水量というのを調べますと、やはり $0.62\text{m}^3/\text{s}$ とか、そういうようなレベルで常に出されておりますので、小数第3位くらいまでやることもあります。

○事務局

今の水利権行政、新規開発ではないですが、新たに許可をする、それも小数点3けたでやっている。水利権行政としての横並びからいっても、新規開発につきましても小数点3けたまでで整理をしているという取扱いだと理解しております。

○家田委員長

こういうことまで評価するのかというところですね。だからこれは今回の事業のお答えというよりは、もうちょっと上位の話かもしれないので、部長さんか、局長さんか。

○河川部長

なぜ調査の部分、調査の段階にあるものまで対象に入ったかというのは、本当のところ我々地整はわからないのですが、私なりの理解ですが、まず統一的にダム事業で行っているものについては、こういう例えば導水事業のように、普通の人が見るとダムではないのですが、予算上の制度といいますか、そういう関係でダム事業でやっているものについては全部広く検証していこう、もともと今回の検証があまねくやっぺいこう、ダム事業に関してはやっぺいいくのだが、そのうちもう既にある程度本体まで着工しているものとか、そういう例外的なものを除くという、そういう姿勢でやっぺいいますので、広くやるという観点からこれも入っている。

調査というものも基本的にはダム事業のお金が入っているもので、一応形式的にはその中に入っていると思います。

では具体的にどんな評価をするのかというところは非常に難しいところですが、基本的なところにあるのは、そういう調査をして、変なダム事業をやるのではないぞという警告ではないか、これは私なりの理解ですが。その中で適切な調査をしていっぺいやっぺいしているということを説明するのが今回のものではないか。

○家田委員長

この事業が、今は調査だが、もし仮に近い将来、これが本当の事業になるとときには、事

前調査でB/Cも検討しなければいけないし、そのときには評価ということになるが、いわばその前段階としておかしな方向のことをやっているわけではないという、いわゆる透過性の確保。それで私どもはオンブズマンのような目で見たい。そういうような理解でいいのですかね。

○河川部長

基本的にこれが建設という段階になるときは、当然それなりのチェックを受けるわけですが、その前の段階で、形式的にいうと、先ほどおっしゃったように、変な調査をしているのではないかといいるところですが、そういうものを超えて、ある程度適切な調査をしているのかという目で見てもらったほうがいいのではないかと私は思います。

○家田委員長

ありがとうございました。

今のお答えで答えになっていますでしょうか。

○山崎委員

やはり少し調査としての事業費とかをある程度見せていただいたほうが、ほかのダムのこれまでの経緯の事業費と比べてどうなのかとか、どういう比較ができるかわかりませんが、過大な費用をかけてないということがわかるようなデータがあるほうが望ましかったのではないかなと思います。

別の質問ですが、利根川上流ダム群再編事業については、地元で委員会が立ち上がって、そこで検討されているという事業になるのでしょうか。これは国土交通省が単独で行われている調査事業ですか。

○事務局

今の段階、計画の容量組み換えなどは単独でやっています。今後、環境調査などになれば、専門の方々の委員会等を立ち上げるのが通例だと思っております。

○岡部委員

利根川上流ダム群再編事業ですが、地元からいろいろ情報提供の要請が出てきておりま

すね。大変いいことだと思いますが、将来、工事をしている段階で、あるダムがいわゆる操業を一時的に停止になるなど、そういうリスクもあるものですか。全体の工事を始めたときに、操業が一時的にも停止になって、利水のほうに影響が出るなど、そういうことを地元は心配しているのかどうか。

○清水委員

霞ヶ浦導水事業で、事業の進捗率が78%であり、かなり進捗しているというところで、那珂川と利根川の水を融通し合うというのは、既存ストックを利用し、非常にいいやり方だと思うのですが、途中で霞ヶ浦がある。那珂川に送水するにしろ、利根川に送水するにしろ、霞ヶ浦で一端ブレンドしなければいけないわけですから、資料3-5-①の9ページで、霞ヶ浦の水質がなかなか改善されないというのが、事業を巡る社会情勢の変化としてここであげられているわけですね。流況調整で量的なものは霞ヶ浦導水事業が78%の事業進捗率でもってやっているという中で、平成22年度第2回と第3回で、霞ヶ浦の浚渫事業で水質を改善しようという議論しました。そのときに、流域市町村、地方自治体も含めて面的に霞ヶ浦の水質改善を行うことが、浚渫の直轄の事業もトータルで効果を上げてくる。水質の効果を上げていかないと、この導水事業がなかなかうまくいかないところもあるので、ここでは量的な導水事業の話は議論しているわけですが、霞ヶ浦の浚渫も含めて水質保全の事業も横にらみで、それらの成果が上がって全部が生きてくる。ぜひ今後も導水事業の評価を1つの単独ではなくて、つながりをもって見て評価していきたいなと思いました。そのような説明も今後いただきたいと思います。

○笠委員

新たな段階に入らないという概略イメージをもう少し詳しく教えていただきたいのですが、1つの階段状になっていますが、その階段の上に幾つものプロセスがあるだろうと思うのです。生活再建工事については、進めないといけないというのはよく理解できるのですが、例えば用地買収とか、転流工とか、あるいは地元説明の階段の上は、同じステップの上であれば次々やってもかまわないということなのか。生活再建事業と、それ以外のものについては、少しセンスが違うのではないかと思います。ダムのそれぞれの事業を今後どうするかを大もとのところで決めるまでの間のやり方というのですか、当面、このシステムが続くとしてそこら辺をどう理解したらいいのかというのを、もう少し枠組みの話

を聞きたいと思ひまして、お願いしたいと思ひます。

○家田委員長

その段階にとどまるというのがどういう意味を持つのか、場合によっては恐らく手戻りを避けるためにやるべきことをやる場合もあるでしょうし、全部止める場合もあるでしょうし、その辺、説明いただきたいと思ひます。

○事務局

岡部委員から、まず利根川上流ダム群再編事業で、工事の段階で利水に影響はないのかということだと思ひます。通常のダム工事でもゲートの改築等を行う場合がありますが、当然、流況を見ながら影響がないようなところで、できるだけ集中して工事をやるということを配慮していますので、事業化され、工事を行うならば、そのような観点で進めさせていただくことになると思ひます。

あと笠委員からの意見ですが、新たな段階に入らないというけれども、現在の段階の中で進んでしまうのではないかなというような観点だと思ひます。

八ッ場ダム建設事業の資料3-2-①の5ページを見ていただきたいのですが、先ほどの段階のイメージを示した状況ですが、左側に平成23年度河川局関係予算配分概要という文章がついていますが、例えば平成23年度は、基本的には用地買収とか転流工、本体工事の各段階に新たに入らないということを基本としながら、その次の段で必要最小限の予算を継続するということが記載してあります。現在の段階を全部終わらすわけではなくて、事業が切れるようなところ、必要最小限なもので予算を計上していくというような観点で今、進めさせていただいておりますので、全部そのまま現在の段階の中で最後まで行うというわけではなく、工事として支障が生じないところまでやらせていただくというようなことになると思ひます。

○笠委員

必要最小限なのかどうかというのを判断するための情報がちょっと足りないような感じがします。だから、もう少し細かく数字を出していただかないと、必要最小限だったのかどうかというのを評価するのが我々の仕事だろうと思ひますので、そのようにお願いしたいと思ひます。

○事務局

清水委員から霞ヶ浦全体の水質のお話ですが、まず今、霞ヶ浦の状況ですが、ちょっと質問とはかけ離れていますが、今、十数年ぶりにアオコが、大量発生しているような状況です。資料3-5-①の9ページの写真の上も、8月9日ですが、アオコが大量発生して死にますともものすごいにおいがします。ここ十何年、アオコはこんなに発生してないのですが、今年は本当に大量発生で、土浦の駅を降りるとにおいがするぐらいの状況になってございます。

指摘のように、資料3-5-①の9ページのグラフでも水質がなかなか改善していきません。対策としては負荷を削減する、発生源対策が基本だと思っています。ただし、この発生源対策を昭和からずっと続けていますが、なかなか改善できない。当然、河川管理者としては湖内対策としての浚渫、浄化用水の導水ということで、湖内対策と合わせてやっていく。それを県も、先ほどの湖沼水質保全計画で、5年間で見直して、もう既に5期もたっているわけですし、次、これから県を含めて、河川管理者も含めて6期をこれから策定していくという状況ですので、霞ヶ浦の水質に関しましては流域対策、それから、湖内対策を含めてトータルでどうするかというのを、我々河川管理者も含めて議論に加わっていきたいと思っています。

○家田委員長

清水委員の指摘のポイントについては、作業はされているのだろうが、資料にも関連している仕事が俯瞰図的に見えるような工夫をしていただくとよろしいのではないかという趣旨だと思うので、配慮いただけたらと思います。

それでは、霞ヶ浦導水事業については、必要最小限の施設の維持、定期的な調査を継続しますと書いてあるのだが、それはどんなことをやるのか。どのくらい金がかかるのだというのわかるようにしてくださいという指摘がございました。

それから、利根川上流ダム群再編事業は、調査についても大体どのくらいの種類の調査で、どんなくらいのことをやるのだということもわからないので、示してくださいという指摘をいただいたのですが、修正は可能ですか。

○事務局

霞ヶ浦導水事業に関して、維持管理がどのくらい必要かというのは、概算でお金を出せると思います。資料3-5-①の18ページでも今、事業内容を記載していますが、その部分に書かせていただきます。

○家田委員長

こういうのをやっていますというより、これからやりますという仕事がメインですね。そのところを出していただくことを前提にしているのですか。

○事務局

当面の今の最小限ということで、記載しています。

○家田委員長

言葉には書いてあるのだが、数字でなるべく出してくださいというリクエストですが、大丈夫ですか。

○事務局

はい、わかりました。検討させていただきます。

○家田委員長

それでは、今、委員から、リクエストをいただいておりますので、この利根川上流ダム群再編事業、霞ヶ浦導水事業とも資料に書いてある調査、あるいは必要最小限の施設の維持、調査については、細かいところは多分修正が出ると思うので、内容は大体どんなもので、大体どのくらいの額を頭に置いているのかというのを示していただく前提で、対応方針に記載してある「継続します」という判断をさせていただきますことよろしいですか。

それでは、さっきと同じように、その新しい情報については、でき次第委員に送って見ていただくというふうにしたいと思います。

その他の案件の審議

○家田委員長

それでは、河川関係 1 件、道路関係 4 件につきまして御審議いただきたいと思います。
まず、中川・綾瀬川環境整備事業について質問がございましたらお願いします。

ないようですので、後ほどまた伺うことにして、先に道路案件から
氏家矢板バイパスについてご質問をどうぞ。

○大野委員

事業費の増加について、前回評価時は約 360 億円で、今回評価では、約 79 億円の増加
ということになっております。20%以上の増加ということですが、以前にもこれくらいの
増加があったのかどうかは記憶にないのですが、後ろの計算書を見てもらえばわかります
ように、変動幅というのは大体プラスマイナス 10%で感度分析をしまして、こういう
状況が頻繁に出てくると、感度分析自体をプラスマイナス 10%でなくてプラスマイナス
20%ぐらいにしないといけないということになるのですが、これは特別な例でしょうか。
それともよく出てくる例でしょうか。

それから、これは避けられなかったかどうかということもお伺いしたいのですが、地質
調査については、確かにやってみないとわからないというところがあるかとは思いますが、
それ以外の地域分断対策とか、用地補償費が増加するという、これは事前にわからな
かったのか。

○家田委員長

大野委員につけ加えて言うと、今は色々なことが起るから事業費の変動が起るのはしよ
うがないが、それを実績として局としてためていって、道路事業の事業費の変動分布でプ
ラスマイナス表にしたり、特にそれが少し大きめの変動をしているものは、何でそういう
ことになるのか事前にわからなかった理由をチェックすることを、これまでもやってきて
いただいていると思いましたが、その辺、紹介いただきたい。

事業費について、交渉事だから、パブリック・インボルブメントとかをやればやるほど要
求が出てくるのは当然だと思うのだが、このバイパスの近接にも道路とかあるわけだから、
ある程度想像はできないのかなみたいなのところがあるのですが、その辺を紹介いただきた
いと思います。

続きまして次が国道 19 号松本拡幅について、質問がございましたらお願いします。

○清水委員

資料4-4-①の10ページを見て、事業費変更の要因でわからないのですが、①の電線共同溝設置の費用は、道路管理者と電線管理者でどのくらいの負担割合になっているのか。8.5億というのは多いか、多くないのかどうかわからないのですが。

それと一方で、②の排水計画の見直しで、大型排水路を設置して排水計画をしようとしていたが、松本市が施行することになって、コスト削減になったという話で、0.5億というのはもっと大きくてもいいような気がしました。というのは、資料4-4-①の12ページの断面で、従来型の断面がこれだけ小さくなるので、これで5000万ぐらいの削減額なのかなという、もっと頑張れるのではないかということもあるのではないかなということも含めて質問させてください。

○家田委員長

事業費の約8.5億の増は、電線共同溝を作るから電線がなくなるわけですね。もちろん3便益には、電線がなくなって景色がよくなるというのは入ってないから、それを入れるのは相当難しい話だとは思いますが、便益のところに電線がなくなって風景がよくなりますよと注意書きくらい書いておかないと思いましたが。

続きまして国道17号新大宮バイパスについてはいかがでしょうか。

○佐々木委員

資料4-3-①の13ページですが、供用開始年次が前回評価では平成31年度で、今回は平成43年度ということになるのですか。大きく変わった事情を教えてくださいと思います。

○家田委員長

資料4-3-①の17ページの都道府県知事からの意見で、東京都知事からの意見で、必要な財源を確保し、早期完成に向け、事業を推進されたいと書いてあるのだが、説明だと東京都の事業箇所が遅れているからなかなかできないのだという話で、早期にやってほしいのはこっちが言いたいぐらいの話だと思うのだが、これはどういう表現なのかなというのを解説いただけたらと思います。

続きまして国道20号新山梨環状道路についてはいかがでしょうか。

○堤委員

資料4-5-①の11ページの費用対効果ですが、先ほどおっしゃったこととも関連していますが、供用開始年次が前回評価時（平成20年度）は平成26年度になっているのですが、今回は平成38年度、大幅におくれるというのはどういうことなのか。あと計画交通量というのも大分減っておりますが、費用便益が4.1から2.3と減っているということになるのかなと見ておりましたが、多分オオタカとかいろいろ環境や埋蔵の調査などで手こずっているのかなという感じもいたしますが、この辺の簡単な説明で結構です。お願いします。

○事務局

氏家矢板バイパスですが、20%の増が特別なのか、一般的にあるのかという質問ですが、正確な数字は持ち合わせていないのですが、比較的増額としては大きいほうかなと考えております。設計CBRの話を少しさせていただきましたが、事業の前に行うボーリング調査と異なりまして、道路の本体として使う土の強度を調べる試験でありますので、実際の現地で調査をするといったことをどうしてもやらざるを得ない。間隔も200mピッチぐらいでかなり精緻に測っていく調査でございますので、なかなか事前にやるというのは少し難しいところがございます。こういったケースも、先ほど委員長からもお話がありましたので、教訓といいますか、そういったものとして受け止めまして、他事業で先んじて少し分析ができないかとかいうところは、少し検討させていただきたいと考えています。

氏家矢板バイパスの地域分断対策の事業費の増につきましても、一定程度事業化するにあたりまして、調査の中でわかったことを前提に分断対策として、これぐらいが想定されるというものは、もちろん事業費の中で組み入れているのですが、実際に現地に入って、周辺の農作業の状況とかを詳しく見たりとか、地域の方のいろんな意見とか要望、協議の中でどうしても変更せざるを得ないというところがあるのも現実でして、もちろん我々としては、合理的に進めるべくコスト縮減等検討はしているのですが、そういった実態がございます。

あと用地につきましても、今回、当初計画では建物の一部がかかるだけでありましたので、切り取ってその分の補償費を払えば十分ではないかという想定でいたのですが、実際に現場に入ってみると、工場だったのですが、建物を切り取るだけでなく、中にどう

いうものが置いてあるかというのがわかると、切り取るだけだと十分な補償にならない。そこで営業ができないということも多々ありまして、移転をすることになって、少し増になってしまった。実際、用地交渉を始めて、了解いただいて中に入ってみないとわからないところがありまして、一般的に大体これぐらいという想定で事業費は積んではいるのですが、当初の事業費は、そこまで精緻なものが難しいという状況です。

家田委員長から質問いただきました事業費増の分布でございますが、手元にデータがありませんので、確認をします。

ただ、発注したもののベースで、当初事業費と比べることになると思いますので、仮にないとしても作成することは可能と想着ていますので、そこは確認をさせていただきます。

あと先ほどの回答と重複しますが、地元協議等で事業費が増になることというのは、ある程度想定は当初からしているのですが、現地に入ってから決まってくることも幾分かあるということで、理解いただければと考えています。

○事務局

19号松本拡幅についての質問についてお答えいたします。

1点目、電気事業者の負担割合でございますが、非常に少なくなっておりまして、いわゆる入れる電線、1m当たり21円の負担になっています。電線共同溝の事業費全体からいきますと1%にも満たないぐらいの額とっております。

それと2点目、現況水路の負担、もう少し5000万でなくともっと負担できるのではないかとのお話ですが、これについては今後、松本市さんと施工方法を含めて詳細な協議をする中で、適正な負担割合を協議してまいります。

○事務局

家田委員長から質問の便益の中に電柱がなくなるという効果も記載すべきではないかということに関しては、少し事務局の中で、そういう効果もあると付带的につけるという意見だと伺っています。それは確認をさせていただきます。

続きまして、新大宮バイパスです。佐々木委員から、供用開始が遅れてきた理由という質問をいただきましたが、資料4-3-①の10ページ目をごらんいただければと思います。

東京都区間の放射35号、36号の経緯を少しまとめさせていただいているのですが、昭

和41年に都市計画決定がされまして16年度から事業着手がされている。そのときには平成22年度には暫定供用予定であったのですが、やはり都市部での事業で、用地が難航したという状況もあって、平成27年度に暫定供用、その先、完成供用は平成30年度と変更をされた経緯があります。また、その先線の放射36号につきましては、今年度事業認可ということで、事業着手をすると伺っており、平成30年度に供用予定と伺っています。

こういった平成30年度の完成供用、平成30年度に全線が4車につながると新大宮バイパスに流れ込んでくる交通量も大きく変わりますので、そこをめぐって必要な残工事を進めてまいりたいと考えています。

また、家田委員長から質問の東京都知事の件につきましては、私どもといたしましても、東京都とは、しっかりコミュニケーションを図って、事業推進に協力するなり、やっていきたいと考えています。

○事務局

新山梨環状道路について説明させていただきます。

前回、再評価の際に供用開始年次が平成26年度で、今回平成38年度になった理由の質問ですが、前回のときからですが、新山梨環状道路の計画の路線上にはオオタカが生息しているということがわかっています。その調査につきまして、資料4-5-①の13ページにありますとおり、オオタカの検討会を開催しまして、生態調査に4年間かかっています。基本的に当初、オオタカの調査、2生態期ということで、1.5年程度を想定しましたが、調査の中で新たな生態、生息が確認され、追加調査等を行った結果、4年程度を要しています。

また、甲府盆地の温泉水などへの影響を調査するために水文調査もやっけていまして、処々の調査におきまして、さらに時間を要しています。そういった関連があり、供用時期が延びています。

それに加えて、事業着手後の測量・設計とか、あと埋蔵文化調査、工事の工程を概略検討した結果、この程度の事業期間がかかるということで今回、提示しています。

○事務局

堤委員からの交通量減少の質問ですが、冒頭の圏央道の中でも説明させていただきましたが、今回の交通量推計にあたっては、事業化済みのものしか将来のネットワークとして、

勘案していません。新山梨環状道路で一番大きいのは、今回の5 km 区間の先線が抜けているのです。先線が抜けていますので、やはりそのメリットが落ちているという状況がございます。

ですので、今回の評価上は、5 km だけの厳しめの交通量を見て、1万6000台程度という結果になっていると理解いただければと考えています。

○家田委員長

堤委員から質問された供用開始年次が平成38年度まで遅れるということですが、オオタカとかで12年も長くなるというのは、理解できないのではないかと思うのだが。

○事務局

前回の再評価の際は、事業着手後、これくらいの規模の事業であれば、概ね10年程度の事業期間が要するという前提で、供用年次を提示していました。実際、現場へ入っていくと、オオタカとか、温泉水とかいろんな水文調査などの調査追加ボーリングなど、処々の不測の事態が発生して、調査期間自体で7年ぐらいかかってしまっている。この辺が非常に大きな要因です。

○佐々木委員

オオタカの件というのは、平成19年度ぐらいまでに調査とかされていますね。前回評価というのは平成20年のときの予測が26年となっているので、何かちょっとこの平成20年の前回評価のときの供用開始年次の推定というか、それがかなりいいかげんだった、そういう理解をすればよろしいですか。

○事務局

いいかげんというよりも、その時点でなるべく供用を守るように努力はしているわけですが、その後に水文調査等の調査もやってございますので、より精度を上げて供用目標を立てているということになります。

○家田委員長

でも精度というレベルの問題ではない感じがしますね。

○家田委員長

やはり事前にどのくらいお金がかかるとか、いつぐらい、どのくらいの工期がかかるという見当をつけるというのは、重要なエンジニアリング判断であって、それがちょっと調べたらすごく工期が伸びてしまいますという話では、どういうエンジニアリング判断を事前に行っているのだということにもなるから、そうなるとさっきの事業費もそうですが、事前に見当をつけた工期と、実際に始めてみる時の工期というものの相関を取ってみるといような作業だってやはりやってみたくなるわけですね。

だからあんまり安直に、よく調べたらもっと長かったですみたいな格好でなく、もう少し説得力のある説明ができるような準備をしていただけたらと思いますが。もしくはそうってしまった理由というのをきっちりケースごとに調べて、どのようなケースでは長くなる可能性が高いのかという前に向けた何かアクションがないと、委員会で堤委員が問題を指摘されても、いや、ちょっと調べたら長くなってしまいましたぐらいの話では満足していただけないと思うのです。

この件は、この件かもしれないが、ぜひ道路の仕事の全体としてこれからどういうふうにしていくのがよりいいことになるかなというように前向きに勉強課題にさせていただけたらなと思います。

○家田委員長

中川・綾瀬川環境整備はよろしいでしょうか。

○遠藤委員

事業費の増額について、プロジェクトファイナンスの教科書とか、海外で出版しているプロジェクトコストの推移みたいなものを見ると、もっと赤裸々を書いてあって、何十倍にもなったとかいうのを書いてあるのがざらなわけです。非常に短いタイムラグで10%、20%増えたというようなことが問題になっているようであるが、これはどこで計測して、例えば出来高が何%か、事業費の何%を使ったというような数字が出ていましたが、ああいうものというのもやはりいつを起点にして計算しているかによって、事業の見え方が全く違ってくるので、プロジェクトファイナンスとかの教科書で読んでいる数字と大分違う評価がされているのではないかなというように、ちょっとうまく数字を見せられているの

ではないかなというような印象が若干あります。

それとあと事業が遅れる。10年、12年遅れるというようなものが道路の場合出てきたわけですが、これが要するに費用とキャッシュインがデフレーターで両方とも相殺される形で、事業の遅れが、この事業が適切だったかどうかという評価にあんまり影響してないのですね。そうであるとする、供用期間が遅れる。この間の機会損失とか、ほかにも事故が起こりやすいとか、渋滞が起こっているというようなことが評価されずに、要するに事業の実現性のハードルの高さ、低さというものが余り考慮されないで、プロジェクトが行われた結果として遅れてしまったというような評価になりかねないのではないかな。事業の評価の遅れというものを目視、しっかり評価するようなシミュレーションが必要なんではないかなという感じがいたしました。

全体を通して道路の問題です。

○家田委員長

今の指摘は、全般的な注意をいただいた。今後の勉強課題、評価の仕方なんかについての意見ということで承ったことにいたしましょう。

それでは、5件の案件につきまして、一部フォローアップというのもありましたが、再評価部分については継続という判断でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そういうふうにさせていただきます。

それから、幾つか出た意見につきましては、ぜひ建設的に今後活かしていただくようお願いしたいと存じます。